

鋸南町国民健康保険運営協議会議事録

令和7年度第1回鋸南町国民健康保険運営協議会を下記のとおり開催した。

記

1. 招集年月日 令和7年6月5日（木）午後4時00分
2. 招集場所 鋸南町役場2階委員会室
3. 選挙
(1) 国民健康保険運営協議会会長、副会長の選出について
4. 議件
(1) 令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計決算見込みについて
(2) 令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
(3) 令和7年度鋸南町国民健康保険料について
(4) その他

委員出席者 (保険医等代表) 武内重樹
(公益代表) 秋山柳三、大塚昇、緒方猛
(被保険者代表) 三瓶孝一、石井庸一、平野修一

委員欠席者 森永宏喜、前田美智子

町出席者 町長 白石治和
税務住民課長 菊間寛之、住民保険室長 対馬尚子、同室員 藤平聖也

開会時刻 午後3時50分

事務局 開会
委嘱状の交付ですが、机の上に置かせていただいております。令和10年5月9日までの3年間、どうぞよろしく願いいたします。
町長、委員、事務局を順次紹介

町長 挨拶

事務局 これより会議に入りますが、任期満了に伴う改選後、初の会議となり、現在、会長並びに副会長が不在となっております。選出されるまでの間、慣例により町長に仮議長を務めていただきますので、町長、よろしく願いいたします。

仮議長 会長が決定するまでの間、仮議長を務めさせていただきます。議件に先立ちまして、会議の資格確認を行います。本日の出席委員7名で、過半数を超えておりますので、鋸南町国民健康保険条例施行規則第5条第5項の規定によ

り、会議が成立したことを報告します。それでは、選挙1「鋸南町国民健康保険運営協議会会長、副会長の選出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 鋸南町国民健康保険運営協議会会長並びに副会長の選出方法につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員のうちから全委員が選挙すると規定されています。
しかしながら、本運営協議会の慣例によりますと、選挙は行わず、公益を代表する委員の互選により、会長、副会長を選出いただいております。

仮議長 ただ今、課長から説明がありましたが、本協議会の慣例によりますと、選挙は行わずに、会長、副会長を選出しているとのこととあります。
従いまして、公益を代表する委員には別室にてご協議を願い、会長並びに副会長を選出していただくことでよろしいかお諮りいたします。

(全員異議なし)

仮議長 ご異議ないようですので、公益代表の委員には議員控え室にてご協議お願いいたします。なお、選考の結果報告につきましては、3名の委員の中から代表の方をお願いします。
それでは、選出されるまで暫時休憩といたします。

(休憩 午後3時57分から午後3時58分まで)

仮議長 お待たせいたしました。引き続き会議を開きます。それでは代表の委員より選考結果の発表をお願いいたします。

委員 それでは、報告いたします。会長に大塚、副会長に緒方委員となりましたので報告いたします。

仮議長 選考の結果、会長に大塚委員、副会長に緒方委員をお願いすることに決定いたします。それでは、会長に選出されました大塚委員からご挨拶をいただきたいと思っております。

会長 挨拶

仮議長 ありがとうございます。それでは、会長及び副会長が決定いたしましたので、仮議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。それでは改めて議件に入らせていただきますが、鋸南町国民健康保険条例施行規則第5条第4項により、会長が議長の職務あたることと規定されております。大塚会長には、議長席に着いていただき、以後の議事進行をお願いいたします。

議長 それでは早速議件に入ります。議件1「令和6年度鋸南町国民健康保険特別

会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議件に入る前に菊間より、鋸南町国民健康保険の概要を説明いたします。

事務局 鋸南町国民健康保険の概要について【説明】

議長 概要の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、議事に戻ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計決算見込みについて【説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問のある委員は挙手をお願いします。

委員 資料4、5ページのグラフについて説明してください。

事務局 資料4ページは歳入の令和6年度決算見込み額となっており、資料2ページの表に対応し、区分の金額がグラフに表されています。資料5ページの歳出のグラフも同様で資料3ページに対応しています。

委員 歳出の保険給付費について、前年度比10.5%の減となっていますが、どのような理由ですか。

事務局 被保険者数の減少によるものだと考えられます。

委員 被保険者数が減少する主な理由を教えてください。

事務局 すべての国民は75歳に達すると健康保険が後期高齢者医療保険に移行します。これによる被保険者数の減少が主な理由です。

議長 その他にないようですので、議件1については終了します。次に、議件2「令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について【説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問のある委員は挙手をお願いします。

委員 出産育児一時金について、対象者数は何名を見込んでいますか。

- 事務局 3名を見込んでいます。国民健康保険の被保険者が対象です。
- 委員 会社勤めの夫の妻が国民健康保険に加入している場合もあるのではないのでしょうか。
- 事務局 社会保険は扶養の制度があるため、妻は夫の健康保険の扶養となっているケースが考えられます。この場合、出産育児一時金は社会保険から給付されません。
- 議長 その他に質疑がないようですので、議件2については終了します。次に、議件3「令和7年度鋸南町国民健康保険料について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 令和7年度鋸南町国民健康保険料について【説明】
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問のある委員は挙手をお願いします。
- 委員 令和5年度の1人あたり総医療費について、鋸南町が県内の保険者の中で高い水準に位置していますが、鋸南町における特徴はありますか。
- 事務局 被保険者の高齢化が進んでおり、受診する機会が増えているためと考えられます。
- 委員 令和5年度の保険料1人あたりの調定額について、鋸南町が県内の保険者の中で低い水準に位置していますが、鋸南町における特徴はありますか。
- 事務局 低所得者層が多いと軽減措置があるため、調定額が低くなることが考えられます。
- 議長 他にないようですので、令和7年度鋸南町国民健康保険料の算定にあたっては、ただ今、事務局から説明された保険料とすることにご異議ございませんか。
- (全員異議なし)
- 議長 それでは、令和7年度鋸南町国民健康保険料率については、当協議会の意見として提案どおりとすることを町長に報告いたします。報告書の作成については事務局に一任いたします。
- 議長 次に、議件4「その他」についてを議題といたします。委員の皆様及び事務局から何かありましたら発言願います。
- 委員 町民に身近な鋸南町国民健康保険鋸南病院について、患者の満足度向上を図るために、アンケート調査を実施してはどうでしょうか。

- 議 長 提案として、事務局側で検討願います。
- 委 員 出産育児一時金について、1件あたり50万円が給付されるとのことですが、実際の出産費用は65万円から70万円ほど要すると聞いています。拡充の予定はありますか。
- 事 務 局 出産育児一時金の金額は、国の法令で定められています。国の方針に従い、今後も対応したいと考えます。
- 委 員 鋸南町は少子高齢化が深刻化していますので、あらゆる施策を検討し、対策を講じて欲しいと考えます。
- 事 務 局 本会議の報酬について、6月25日に口座振り込みしますので、ご確認をお願いします。
- 議 長 他にありますか。特にないようですので、議件4を終了します。これを持ちまして、全ての議件が終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。
- 閉 会 時 刻 午後4時40分